第1回国土審議会水資源開発分科会議事録

1.開 会

事務局 お待たせいたしました。国土審議会の水資源開発分科会の委員及び特別委員の 総数11名のうち、定足数であります半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまか ら第1回の国土審議会水資源開発分科会を開会いたしたいと存じます。

分科会長が選出されるまのでの間、この会議の司会を務めさせていただきたいと存じま す。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この水資源開発分科会は、中央省庁の改革に伴いまして、本年の1月6日に発足した国土審議会のもとに置かれた分科会ということでございます。

本日は御多忙中、会議に御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

2 . 委員及び特別委員紹介

事務局 まず第1回の会議でございますので、議事に先立ちまして、当分科会の委員、 特別委員に御就任いただきました皆様方を御紹介いたしたいと思います。

まず委員でございますが、中川博次委員でございます。

事務局 加賀美幸子委員は、少し遅れておられますが、間もなくお見えと思います。 次に、特別委員の皆様を御紹介いたしたいと思います。

池淵周一特別委員でございます。

川北和德特別委員でございます。

丸山利輔特別委員でございます。

虫明功臣特別委員でございます。

恵小百合特別委員でございます。

嘉田由紀子特別委員、佐々木弘特別委員、村岡浩爾特別委員、山本和夫特別委員につきましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいておりますので、御紹介いたします。

以上、当分科会の委員、特別委員の皆さんを御紹介いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者につきまして御紹介させていただきます。

佐藤静雄国土交通副大臣でございます。

渡辺土地・水資源局水資源部長でございます。

井上審議官でございます。

3.分科会長互選

事務局 次に、分科会長の互選に移りたいと思いますけれども、分科会長は国土審議会令の第2条第4項の規定によりまして、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙することになっております。

いかがいたしましょうか。

委員 よろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 審議会の委員でもいらっしゃいますし、また従前の水資源開発審議会の会長もしておられました中川先生が適任と思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ただいま委員から、中川委員に分科会長をとの御提案がありましたが、皆様いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

事務局 異議ないということでございますので、それでは中川委員、分科会長ということでお引き受けいただきたいと思います。

4.分科会長挨拶

事務局 それでは、これ以降の会議進行につきましては中川分科会長に議長をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

分科会長 ただいま御推挙によりまして分科会長に選任されました中川でございます。 非常な重責ではございますけれども、皆様方の御協力を賜りながら、分科会の円滑な運 営に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしく御協力のほどをお願いしたいと 思います。

簡単ですが、御挨拶にかえさせていただきます。

5. 国土交通省挨拶

分科会長 それでは、本日はお忙しい中、佐藤国土交通副大臣に御臨席を賜っておりますので、副大臣から御挨拶をちょうだいしたいと思います。

ひとつよろしくお願いいたします。

国土交通副大臣 本日はお忙しい中を、また雨の中をこうしてお集まりいただきまして、 今日は第1回目の分科会でございますけれども、本当にありがとうございます。

台風ですけれども、台風のことも非常に心配でありますけれども、雨が降ってきてほっとしているところなのです。何しろ、今、東京全体の水の供給も51%というギリギリのところへ来ておりまして、中部地方ですとか、向こうへ行きましたらもう50%を切ってしまっておりまして、えらいことになっておるわけであります。雨が降ってきて、大きな被害がなくてダムにたくさん水がたまればいいなと思っているところであります。

こういう中においての第1回目の分科会でありますけれども、現行の水資源開発の基本計画は12年度を需給の目途としており、本格的な改定の前にこうして部分的に限定した形で利根川と荒川水系、淀川水系において前倒しで実施するものでありますので、どうぞひ

とつそこを御理解いただきまして、御指導をよろしくお願いをしたいと思います。

今、公共事業の見直しでこれからダムの問題ですとか、これをどうするかということも今までいるいろと話し合ってきました。新しいダムをつくったりすることはなかなか難しくなってきましたから、既存のストックの利用ということに重点を置いてやっていこうということを思っております。しかし、どんなことがあっても、我が国土交通省として渇水状態というものをなくしていかなければならない。できる限り水の供給を国民が安心できる形でしていかなければならないということであります。

それだけに私どもも本当に渇水期になると心配を非常にいたしておるわけであります。 今年もついこの間までは本当に心配をしておりましたけれども、どうぞひとつそういう中 において、今、本格的な見直しもしなければなりませんけれども、今、申し上げましたと おり部分的な見直しでありますけれども、どうぞまたいろいろな御指導をいただきまして、 御意見をお寄せいただきたいと、そう思っております。

これからもいろいろとお世話になりますけれども、どうぞまたよろしくお願い申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

分科会長 どうもありがとうございました。

なお、副大臣は公務のため、退席いたされますので、御了承いただきたいと存じます。 どうもありがとうございました。

国土交通副大臣 どうぞまたよろしくお願い申し上げます。

6.議事 (1)国土審議会運営規則について

分科会長 それでは、議事に移りたいと思います。

まず、最初の議題は国土審議会運営規則についてでございます。

これについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、私から御説明いたします。

国土審議会の運営規則につきまして御紹介と同時にお諮りしたいことがございますので、御説明いたします。

この資料1のグループの中の12ページをおあけいただきたいと思います。

国土審議会の運営規則ということで、国土審議会が平成13年3月15日に第1回会合をもちましたときにこの運営規則を定めてございます。

簡単に内容を紹介いたしますと、国土審議会の招集、書面による議事等の規定のほか、 議事の公開の仕組みがございます。これにつきましては別途また御説明の上、御提案させ ていただきたいと思います。

それから、この国土審議会の運営規則にのっとりまして、第6条以下ですが、分科会への意見聴取を行うということになっておりまして、この分科会が現在、開かれておるわけでございます。

第7条にございますとおり、分科会につきましては、特に第2項にございますとおり、 この分科会の議決は会長の同意を得て、審議会の議決とする旨定まっております。この定 めに従って分科会の議決を会長の同意を得て審議会の議決といたしたいということで手続 を進めてまいる所存でございます。

それから、部会を必要に応じて設置するという第8条の規定がございます。これは後刻また御提案を差し上げたいと思います。

ただいま御提案申し上げたいのは、第5条の「議事の公開」でございます。第5条の規定によりまして「会議または議事録は、速やかに公開するものとする」ということ、さらに特段の理由があるときはそれを非公開とすることがある。それから、「前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする」というようにございまして、会議または議事録を公開するということでございますが、「前2項の規定にかかわらず、会議、議事録または議事要旨の公開により当事者もしくは第三者の権利もしくは利益または公共の利益を害する恐れがあるときは、会議、議事録または議事要旨の全部または一部を非公開とすることができる」ということでございまして、この会合につきましては、事務局といたしましては分科会の議事の公開については議事録の公開をもって行い、議事録は発言者抜きで公開してはいかがかというふうに提案をいたしたいと思います。この考え方といたしましては、この会議を公に公開するということも考えられるわけで

この考え方といたしましては、この会議を公に公開するということも考えられるわけでございますけれども、やはり思い切った発言がしにくいということで、議事の円滑な運営に多少なりとも支障があるのではないだろうか。それから、これは閣議決定の日まで非公開にすべき部分もございますので、この辺の勘案も要ろうかと思いまして、今のような提案を差し上げる次第でございます。

以上でございます。

分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から分科会の議事の公開についてですが、議事録の公開をもって行う、 それから議事録は発言者名を抜いて公開してはどうか、そういう提案でございますが、皆 様の御意見はいかがでしょうか。

従来の審議会でもそういった形での公開で進めさせていただいたわけですけれども、何 か御発言はございますでしょうか、これでよろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

分科会長 それでは、議事録を発言者名抜きで公開することをもって議事の公開といた します。

それから、審議会令第2条におきまして、万一の際に私の職務を代理する方をあらかじめ指名することになっております。これは資料1-4-2の8ページにございますが、その中の分科会というところ、9ページの第2条の6項、「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員または特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する」と、こういうことですね。

事務局 はい。

分科会長 それでは、こういった条項に基づきまして、万一の際に私の職務を代理していただく方をあらかじめ指名するということになっておりますので、ここで恐れ入りますが、虫明特別委員にお願いしたいと思います。

ひとつよろしくお願いいたします。

委員 かしこまりました。

(2)水資源開発基本計画について

分科会長 それでは、引き続き、議事に移りたいと思います。

次の議題は「水資源開発基本計画について」でございます。

これについて、資料に基づいて、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 水資源計画課長の小林でございます。座って説明させていただきます。

まず最初に、水資源開発基本計画、我々は通称、フルプランと呼んでいるわけですが、 この水資源開発基本計画というものがどういうものかというところから御説明したいと思 います。

ただいまの資料 1 の最後の方になりますが、14ページをごらんいただきたいと思います。 14ページに資料 1 - 5 というものがありまして、これは抜粋でございますが、ここに水資源開発促進法という法律がございます。この水資源開発基本計画と言いますのは、この水資源開発促進法にその根拠を持っております。そもそもこの法律はどういう目的かと申しますと、第 1 条にございますが、産業の開発、あるいは発展、都市人口の増加、これに伴いまして用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するために水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理的な促進を図って、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与する、こういう目的を持った法律でございます

その第3条をごらんいただきますと、水資源開発水系の指定というのがあります。これは全国にたくさんの水系がございますが、その中で特に重要な水系、広域的な用水対策を緊急に行う必要がある、そういう水系につきまして関係する大臣と協議の上、あるいは関係都道府県知事の意見を聴いた上、さらにこの国土審議会の意見を聴いた上で水資源開発水系として指定する。言い換えれば、こういった緊急に用水対策を行う必要がある水系を関係機関、関係者で協議した上で指定する、こういった行為がございます。

第4条にいよいよ水資源開発基本計画が出てまいります。第4条をごらんいただきますと、そういった重要な水系として指定した水資源開発水系におきまして、関係大臣、関係機関と協議、あるいは意見を聴いた上で、そこでさらにこの国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画を決定しなければならない。こういうことになっております。ですから、手順を申しますと、まず重要な水系を指定して、その水系に関しまして、この国土審の意見も聴きながらこの計画をつくっていく、こういう手順になります。

次の資料、資料ナンバー2 - 1というのがございます。これは「水資源開発基本計画について」という概要の説明資料でございます。

(1)に概要とあります。これは今申しましたとおり、水資源開発促進法に基づきまして指定水系の指定を行って、そこでこの水資源開発基本計画をつくっていくということ。 変更の場合も同様の手続を経て行うということになってございます。

その下の白丸で水資源開発基本計画策定の手続とございます。先ほどの法文をフローでわかりやすく書いたものでございますが、私ども国土交通省の土地・水資源局水資源部でまず原案をつくります。厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、その他行政機関の

長と協議を行って、さらに関係都道府県知事の意見を照会し、この国土審議会の水資源開発分科会に諮問し、それを経て閣議の決定、そして最終的には国土交通大臣が決定するという流れになります。

従来までこの水資源開発審議会がどういう形で審議をお願いしてきたかと申しますと、その下の白丸にございますが、昨年12月まではこの水資源開発審議会という審議会がございました。この審議会のもとに調査企画部会と各水系ごとの利根川・荒川部会、淀川部会、筑後川、木曽川、吉野川、豊川、これがさっき申しました指定水系でございます。つまり、重要な水系として指定された水系がこのように全部で7水系ございます。7水系ございますが、フルプランは利根川と荒川が供給地域が非常に重なりますので一本になっております。したがって、6本のフルプランがあるということでございます。それぞれのフルプランに関係します部会を、こういった形で6つの部会を設置して審議をお願いしてまいりました。

一番上の調査企画部会と申しますのは、特定の水系というよりも、このフルプラン全体に関しまして今後のあり方等を議論していただくために設置した部会でございます。この 調査企画部会の報告に関しましては、後ほど簡単に御紹介をしたいと思います。

従来はこういった形で審議会を運営してきたわけですが、この1月に省庁再編がございまして、この審議会の組織が変わりました。現在はその下の白丸にありますように、「国土審議会組織図」とありますが、国土審議会のもとにこの水資源開発分科会、従来の審議会を国土審議会のもとの分科会というふうに位置づけをしている。もちろん、この国土審議会の中にはこの水資源分科会のほかにたくさんの分科会がございます。これは後ほどお諮りしたいと考えておりますが、従前と同様にこの水資源開発分科会のもとに調査企画部会を初め、各水系ごとの部会を設置して、これから各水系の全体的なフルプランの変更に関しまして御意見をいただきたいというふうに考えてございます。

めくっていただきまして、現在までの経緯ということでまとめております。先ほど副大臣の御挨拶にもございましたが、現在の7水系、6つのフルプランに関しましては、いずれも平成12年度を需給の目途の年というふうにしております。このために現在、この6本のフルプラン、水資源開発基本計画に関しまして全面的な改定の準備作業を進めているところでございます。過去の水資源開発審議会がどうであったかと申しますと、一昨年11月にこの水資源開発審議会のもとに調査企画部会、さっき申しましたが、これを設置いたしまして、精力的にこの調査企画部会の審議をお願いしてまいりまして、昨年の12月25日に部会報告をいただいております。これに関しましては、これからの全体的なフルプランの変更と密接に関連いたしますので、後ほど簡単に御紹介をしたいと思います。

一方、事務的ではございますが、このフルプランの全部改定に向けまして、関係する都府県の方と頻繁に課長レベルの会議ですとか、あるいは全般的な都府県との会議等、こういったピッチで現在協議、調整を進め、さらに にありますように関係行政機関との調整も逐次行っているところでございます。

それから、 で基礎調査というのがありますが、これは全部改定に向けまして今、こういった準備的な調査を行っていますということでございます。需要実績、あるいは供給の実績、それから農業用水の需給実績、こういったところを各都府県、あるいは農水省さんの方に依頼をして作業をお願いしているというところでございます。

3ページはその手続のフローでございます。各地方レベルでの会議、関係省庁、関係都府県、こういった会議が左側の方にありますが、真ん中に基礎調査ということで、都府県、省庁の方の協力をお願いしながら今準備を進めているというところでございます。こういった準備を踏まえまして、さっき申しましたが、私どもの方で原案をつくって審議会の意見もいただきながら、改定を進めていきたいというふうに考えております。

それから、フルプランの本当のアウトラインでございます。どちらかと言うと抽象的で少しわかりにくいかと思いますので、1本だけ具体的に利根川・荒川水系のフルプランの御紹介を簡単にしたいと思います。

お手元の資料の中に資料2-2-1というのがあります。青い冊子、これが利根川・荒川水系におけます水資源開発基本計画の本文でございます。その下の白いものがその説明資料ということで、この2つがセットになってございます。

この青い方の本文をめくっていただきますと黄色い紙が入っておりますが、これが参考ということで、利根川・荒川水系の現在までの大きな流れを説明しております。一番上のところに昭和37年4月に、これが利根川水系がさっき申しました重要水系という意味で水系指定を行った年でございます。利根川水系がこの37年に水系指定が行われまして、それを受けた水資源開発基本計画の第1号、これが37年の8月に決定をされている。以後、一部変更という形で何度か変更を行いまして、45年の7月に全体的な変更を行っているということ。それから、その真ん中の辺に荒川水系の水系指定が49年にございました。ここで荒川が新たに水系指定されたものですから、この利根川と荒川、供給地域がダブるということもありまして、以後、利根川と荒川を1本にまとめまして、利根川・荒川水系という形で、1本のフルプランという形で51年に決定をしております。以後、一部変更を何度か行ってきております。

めくっていただきまして、その後、一部変更が平成元年、6年とありました。現行のフルプランは平成11年の8月に一部変更を行ったもの、これが現在での利根川・荒川水系の生きているフルプランということになります。

大体何が書いてあるかと申しますと、その右の1ページをちょっとごらんいただきますと、大きな1番としまして「水の用途別の需要の見通し及び供給の目標」ということで、このパラグラフの下から2行目にありますが、昭和61年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し、供給の目標は以下のとおりということで、(1)として水の用途別の需要の見通し、これはその下にございますが、水道用水に関しましては、今後の必要水量の見込みとしまして毎秒93立方メートル、工業用水に関しましては同じく毎秒35立方メートル、農業用水に関しましては同じく毎秒43立方メートル、こういった需要が見込まれる。(2)に供給の目標としまして、これに対応するための供給の目標は毎秒170立方メートルということです。

2番のところにございますが、以下、この毎秒170立方メートルの供給というものを達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項ということで挙がっておりまして、全体として利根川水系におきまして新規に毎秒121立方メートル、荒川水系において毎秒14立方メートル、合計135立方メートル、この確保を目途として以下の施設の建設を行うということで、2ページになりますが、利根川水系におきましては(1)の霞ヶ浦開発事業以下、ざっと事業名が並んでおります。各事業に関しましてはその事業の目的、事業の主

体、それから設置する河川名、ダムであれば容量、そのダムのどれぐらいの容量を使って 水の供給を行うかといったそういった容量の関係、それから予定の工期、こういったもの が各事業ごとに記述されてございます。

こういった形でずっと記述がありまして、ずっと飛ばしますが、10ページをごらんいただきますと、大きい2番の一番最後のところに、なお、上記の38事業の事業費の合計が3兆4,000億円、この掲げた事業全体、合計の事業費を記載しております。

それから、大きい3番でその他重要事項ということで、これからこういった水資源開発施設の整備を行っていく中で、こういった点に十分配慮する必要があるということをざっと(1)から(7)まで掲げております。例えば、これは環境問題への配慮ですとか、あるいは水源地域の整備ですとか、あるいは有効利用の必要性ですとか、こういった配慮事項、注意事項、これをざっと掲げてございます。

もう一方、白い方の説明資料をごらんいただきますと、これが先ほど言葉で申しました ところの総括表になります。

2ページをごらんいただきますと、これが都県別、各用途別の需要の一覧表でございます。一番左側ですが、用途別の水道用水、工業用水、農業用水、これ別に、都府県別に、その右から2番目に昭和61年から平成12年までの需要想定というのがあります。水道用水で約93立方メートル、工業用水で35立方メートル、農業用水で42立方メートル、合わせまして約170立方メートルというのがこの内訳になってございます。

供給側の方が、その次のページをごらんいただきますと、利根川水系、荒川水系に分かれますが、利根川水系で先ほどの霞ヶ浦開発事業以下ずっとありますが、その一番右の欄の計の欄をごらんいただきたいのですが、霞ヶ浦開発で43立方メートル、利根川水系合計でずっと下の方をごらんいただきますと、約120.5立方メートル、荒川水系で滝沢ダム以下ありますが、合計で約13.5立方メートル、さっき申しましたように、全体の需要が169.3でございましたが、利根川・荒川水系の場合にはこの計画におきましてはまだ需要に追いつきません。そのギャップがございまして、その他として32.3とありますが、こういったところもまだ水源が確定できない、このフルプランではこういう状況になってございます。大体フルプラン、ほかの水域も同じ形になってございます。

お手元の資料の2-3をごらんいただきたいのですが、少し字が細かくて申しわけないのですが、ここに各フルプランに記載されております事業の位置図を示してございます。これで一重括弧のものが完成施設、二重括弧のものが現在建設中、あるいは調査中のものでございます。利根川・荒川水系でこれだけの数のダム、あるいは堰、水路、こういった施設をこのフルプラン上に位置づけて事業を行い、そしてまた完成施設の管理を行って、この首都圏を含めます国全体の枢要な地域に安定的な水の供給を行っていく、こういうところでございます。

以下は各水系フルプランの指定水系ごとに各事業の位置図を示したものでございます。 これはまた必要があればごらんいただければと思います。

それから、さっき申しましたが、昨年12月に旧水資源開発審議会のもとに設置されました調査企画部会におきまして部会報告をいただいております。これは資料2 - 4というものがありますが、この冊子でございます。この旧水資源開発審議会の調査企画部会と申しますのは、67ページをごらんいただきたいのですが、67ページにこの水資源開発審議会の

調査企画部会に御参画をいただいた各委員のリストがございます。この調査企画部会におきましては、本日も御出席いただいておりますが、虫明先生に部会長、川北委員、丸山委員にも参画をいただいて取りまとめをいただいたものでございます。

頭の方に返らせていただきますが、1ページをごらんいただきますと、「はじめに」というのが1番にございます。ここに書いてありますのは、要するに先ほど申しましたように現行の6本のフルプランがいずれも平成12年度を需給の目途としているために今後、これらの全面的な改定が必要となる。この報告書と言いますのはこれからの全面的な変更に際して、この報告書に記載されている注意事項、留意事項を十分に踏まえて改定を行ってほしい、こういった趣旨でございます。

大きい2番で「新しい水資源開発基本計画のあるべき姿」としてまとめてございます。としまして「水系ごとの実状に応じた計画」ということでございます。ここで言われていることは、要するに7水系6本のフルプランがございますが、その水の需給の実態というのは必ずしも一様ではなくて、水系ごとに大きく異なっている。したがって、6本のフルプラン一律ということではなくて、各水系の実状をよく踏まえて計画を策定する必要がある。例えば、目標年、現在の6本のフルプランをすべて平成12年を目標としてまいりましたが、これに関しましても必ずしも6本のフルプランをすべて目標年次を統一する必要はないのではないか。それも含めて水系ごとにその実状を踏まえた調査検討を行ってほしい、こういうことでございます。

それから、 番は「需要と供給の全体像を見とおした計画」ということで、現在のフルプランはさっき申しました需給計画は将来の需要量から現在の供給可能量を差し引いております。その差分を今後の需要増というふうに位置づけて、それに対応する施設計画を行っているということなのですが、その根っこの部分、言い換えれば供給の根っこの部分を含めて需要と供給の全体像を見直して計画をつくるべしと、こういった御指摘でございます。

2ページに参りますが、「水利用の安定性確保の観点からの水需給の検討」ということで、たまたま今ちょうど台風が参りましたが、ことしも6月は大体平年並みでしたが、7月は全国的に非常に雨が少のうございました。最近、こういった少雨傾向が続いておりまして、水利用の安定性が脅かされているというふうに言われております。こういった気候変動を踏まえた上で供給施設の点検を行い、その上で需給バランスの検討を行うべし、こういう御指摘であります。

ですが、「既存施設の有効活用などを含めた多様な施策の展開」ということで、このフルプランをつくっている7つの水系も含めまして、ダム、水路、堰等の施設の整備がかなり進んでまいりました。言い換えれば相当なストックがあるわけです。これからの新しいフルプランを考えるときに、こういった既存施設の有効活用というものを十分念頭に置いて検討してほしい、こういう趣旨でございます。

こういった大きなあるべき姿に関する御指摘、これを受けまして、大きい3番で留意点というものを幾つか御指摘いただいております。さっき申しましたような水需要の的確な 把握、それから3ページの方には水利用の安定性の点検、これに関しましては具体的に御 説明した方がいいかと思います。

この資料の28ページをごらんいただきたいのですが、先ほど最近の少雨傾向によって供

給施設の能力が低下して、水利用の安定性が脅かされているとこう申しましたが、この28ページの上のグラフ、これが木曽川水系におけます安定供給可能量というものを検討したものでございます。ここに棒グラフが3本ございまして、一番左側のところは開発水量、言い換えれば昭和20年代から40年代、こういったところで現在の水資源開発施設の計画は決まっているケースが多い。それを加えますと、毎秒93立方メートルぐらいの開発水量があるはずなのですが、最近の少雨傾向を加味して検討しますというと、真ん中のグラフになりますが、毎秒53立方メートルぐらいしか供給能力がないということがわかっております。さらに、平成6年に全国的な渇水、列島渇水と言われましたが、相当厳しい渇水がございました。このときの条件を当てはめて検討しますというとさらに供給能力が低下しまして、わずか毎秒30立方メートル程度に落ちる。これは木曽川水系のサンプルでございますが、程度の差こそあれ、他の水系でも同様な傾向にございます。言い換えれば、最近の少雨化傾向というものを加味すると、必ずしも計画値だけで議論はできないというところ、これからはフルプランに関しましてはこういったところも踏まえて検討をしていく必要がある、こういう御指摘でございます。

それから4ページの方に参りますが、3)の「水需給に関する多様な施策の展開」ということで、 「計画的な水資源開発施設の整備」、さらには5ページに参りますが、「既存施設の有効活用」、アとして「計画的かつ機動的な改築・更新」、要するに、ストックは増えてきておりますが、これもきちんとメンテナンスが必要です。そういった意味で計画的、機動的な改築・更新を行っていく必要があるということ。イとしまして「施設の効果的・弾力的活用」ということで、例えばダムとダムを結んで有効に活用するとか、こういった有効活用、それからウとして「用途間の転用」、これはなかなか厳しい条件はございますが、整理さえつけばこういった用途間の転用というものを図っていこう。それからとして「水源の多様化」、例えば最近、下水処理水を有効に活用するということも一部では行われております。こういった水源の多様化も考えていくべしということ。それから、当然ですが、6ページには「節水への対応」ということもございます。

6ページの4)「その他重要事項」としまして幾つか水循環系の視点、それから単に量だけではなくて質、水質の方にも十分目を向けるべしという御指摘、それから当然ですが、水源地域対策も十分に検討すべしというふうな御指摘をいただいております。

これから6本のフルプランの全部変更に関しましては、さっき申しましたようにこういった調査企画部会の御指摘を十分に踏まえまして変更の作業を行っていき、まとまり次第、この分科会にお諮りをしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

分科会長 ありがとうございました。

それでは、以上の説明を踏まえまして、忌憚のない御意見、御質問をいただきたいと思います。

どうぞ自由に御発言願いたいと思います。

委員 ちょっといいですか。

分科会長 どうぞ。

委員 ちょっとお聞きしたいたのですけれども、このフルプランの策定というのは、12 年度でこれからということで、変更とか削除とか追加とかいろいろありますね。一方、我 々は最近特に参加することが多い河川法の改正による整備計画、それでも基本方針と整備計画、そういう上位計画と中長期、短期ですか、そういう整備計画にもダム絡みとかという形もございますね。このフルプランの策定においては整備計画の論点のそういうものも入ってくる形での削除とか追加とか見直しとか、そういう形のものが将来的にこれから議論する中で入ってくるということですか。

事務局 はい。今、先生がおっしゃったように、各水系、これは指定水系に限りませんが、一級水系におきまして流域委員会という形でその河川の治水、利水対策をどう進めていくかという委員会が動いておりまして、その中でもその水系におきます水資源、あるいは利水問題をどうするかというところが議論されまして、その中で個々のダム事業等の扱いも議論されております。したがって、そういった中でこれならもっとこうしよう、変更しようとか、そういった議論が委員会でも出てくれば適宜、もちろんフルプランは変更になりますからこの分科会にもお諮りした上で、手続を踏んで変更ということにはなると思います。

委員 よろしいですか。

分科会長 どうぞ。

委員 国の計画を一般にわかりやすく説明をして、よく道路の計画などはPIの手法をある程度、関係する人たちが割と直接的なケースの場合にはPIの手法なども取り入れられていますけれども、少し水のこういう資源という観点でなかなか直接的な関与や参画という意識を広く一般の方々に喚起するのは難しいのかもしれませんが、こういう計画の一部策定、見直しというそういうチャンスに、何か国民の広い参画ということをお考えでしょうか。

事務局 このフルプラン策定作業に限りませんが、最近、行政の透明性と言いましょうか、公開性と言いましょうか、それは強く求められておりまして、このフルプラン策定作業に関してどういった透明性を高める方法を採用するかまだ決めておりませんが、いずれにしましても途中の分科会での議論、あるいは部会での議論はすべて公表してまいりますので、それ以上、どういった形で幅広い意見を求めるかというところはこれからの検討課題ではありますが、基本的にはできるだけ幅広い意見は取り込んでいきたいというふうに思っております。

委員 もう一つよろしいですか。

分科会長 はい。

委員 気象変動ですとかさまざまな非常に難しい、予測すべき項目がありますけれども、余り単純ではないように思うのですが、何か基本的な今までと違う見通しの立て方ですとか、そういう論理というのはあるのでしょうか。理論と言いますか、いわゆる素人が考えて、やはりこれだけ気候が今までと違うということと、計画を策定してそれが実現して機能を発揮するまでの間に時差があるという間のことをどのように考えておけばよろしいのでしょうか。

事務局 1つは、さっき申しました気候変動ということに限って言いますと、安定性の議論ですね。これから将来、10年後とか、気候変動がどうなるかいろいろシミュレーションはありますが、確定的に絶対にこうなるというところもありません。したがって、今、我々がとれる手法としては一番新しい気象データを使って解析を行って、その現在の供給

能力を評価して、ある程度幅を持った議論と言いますか、そういった形で整理をするのかなと思っております。その辺はおっしゃるとおり非常に大きなポイントの1つでありますから、各部会ごとでまたこれから議論をいただく中でそういった需給バランスの基本的な考え方、そこも含めて御意見をいただければと思っております。

委員 その意味で水系ごとの実状を予測したという考え方でいいですか。

事務局 そうですね。

委員 はい。

もう一つよろしいでしょうか。

分科会長 はい。

委員 先ほど御説明いただいたこの白い利根川水系の説明資料の5ページの一覧表ですね。その一覧表の一番下、「その他」という合計のすぐ上のところですが、その他は約32.3 立方メートル、この分が不足して水源確保できていない分という御説明がありましたが、ここのところはどういうふうに考えておいたらよろしいのでしょうか。この水源確保も計画見直しの対象として考えるのか、ここはここで何か別な計画の対象と考えておくのか、その辺を教えていただきたいと思います。

事務局 現行の利根川・荒川のフルプランは、さっき申しましたように61年から平成12年度という間の需要の伸びを想定しているわけですね。それが全体、毎秒170立方メートル弱ということです。今回の全部変更に当たりましては、この数字をもう一回見直します。

委員 170そのものもですか。

事務局 そうです。平成13年度以降、目標年次を何年に設定するか、今後10年にするとかあるいは15年にするとか、そこの議論もありますが、いずれにしましてもある目標年を設定して、その時点における需要量をもう一回弾き直します。ですから、いわばこの169.3というこういった数字が変わってくるわけです。それと、新しい需要の見通しを算定した上で、この供給施設もさっき申しましたような安定性の問題も加味しながら張り付けと言いましょうか、積み上げていってそのバランスを見る、こういうことになります。

委員 わかりました。ありがとうございました。

分科会長 ほかに何か御意見はございませんでしょうか......。

それでは、今日また後ほど部会についてのお話が出てくるわけですけれども、今後、全国の7水系につきましての水資源開発基本計画、こういったものをそれぞれに御審議願うわけですが、そのときに新しい全部改定というものに当たってこの調査企画部会の報告、これを基本として審議が行われる。このことをぜひ御理解頂きたいと思うわけですので、今日御説明を願いましたが、十分これをもう一度委員の各位でよく目を通していただいて、いろいろ御質問なり、御意見がありましょうから、また折を見て御意見を賜りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

(3)・「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について」 ・「淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について」

分科会長 それでは、次に進ませていただきますが、次の議題は「利根川水系及び荒川 水系における水資源開発基本計画の一部変更について」と、もう一つは「淀川水系におけ る水資源開発基本計画の一部変更について」でございます。

これは水資源開発促進法第4条第5項、先ほど資料1の一番最後に資料1-5として「水資源開発促進法」というのがございましたけれども、その4条第5項において準用します同条第1項の既定に基づきまして、これらにつきまして国土審議会の意見が求められておりますので、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局 今御説明しました6本のフルプランの全部改定の作業は現在進めているわけですが、それとは別に一部前倒しをして、この利根川・荒川水系と淀川水系、この2つのフルプランに関しまして一部変更を行いたいという趣旨でございます。

資料3-1-1が利根川・荒川水系、資料3-1-2が淀川水系に関します一部変更の 諮問書でございます。

3-1-1、利根川・荒川水系の方をごらんいただきますと、国土交通大臣から国土審議会の秋山会長宛に、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について」という表題のもとに、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を別添のように変更したいので、水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」こういう諮問書を会長宛にお願いをしております。

2ページ目からその変更の内容でございますが、これはまた後ほど御説明いたします。 それから、全く同じですが、3-1-2、これが淀川水系、同じく大臣から国土審議会 の秋山会長宛に同文でございます。

今回、こういった利根川水系及び荒川水系と淀川水系に関します一部変更の前倒しの御 意見を賜りたいということで、中身でございますが、資料3-3-1をごらんいただきた いのですが、ここに「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更 (案)の概要」とあります。全部変更の作業を現在進めている中で、なぜ今こういった― 部変更を前倒しで行うかというその必要性、理由でございます。一番上に括弧して変更理 由がございます。今回、利根川・荒川水系に関しましてはこういった一部変更を早急に行 いたい理由は3つございます。1つは昨年の末に与党3党の合意に基づきまして、公共事 業の見直しがございました。これはダム事業に限らず道路を含めて広範な公共事業の見直 しがあったわけですが、その中で幾つかの事業に関しまして中止が決定をされております。 そういったこの見直しの中で中止が決定された後、まだこのフルプランの上から整理され ていないというものが残っております。それを今回整理をしたいというのが1点。もうー つは、予定工期に達して未竣工事業の工期延長、これはダム事業等で水没する方々との移 転交渉が長引いたとか、あるいは環境調査に時間がかかっているとか、こういったフルプ ラン上は平成12年工期となっているにもかかわらず事業が若干遅延していて未竣工のも の、こういったものについての工期の延長、それから3点目は新規改築事業の掲上という ことで、これはちょっと御説明いたしますが、利根川・荒川水系に関しましては、印旛沼 の関係する事業を1件だけ掲上したい、この3つでございます。

基本的には1点目、2点目とともに現状と不整合を生じているところの整理をつけるというところ、それからこの新規改築事業、後ほど御説明いたしますが、この新規に上げようとしている事業は新たに水資源開発を行う事業ではなくて、施設の老朽化に伴います更新でございます。防災対策上、緊急を要する事業、こういったところについては全部変更

を待たず、前倒しで一部変更の中で処理をしたいというものでございます。

具体的には主な内容以下にございますが、例えば1番として、先ほど利根川・荒川水系の本文を御紹介しましたが、その中で過去の目標としまして毎秒135立方メートル、こういうところがありましたが、ここを今回中止した事業分を差し引きまして毎秒127立方メートル、さらにこれはあくまで前倒しの一部変更でありまして、これでもって全部変更は行わないということではありませんので、念のためにこのアンダーラインを引いてありますが、「平成13年度以降水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間」といった文言を入れて、これは暫定と言ったらおかしいですが、あくまで現実の不整合を解消するための前倒し変更だと、こういう趣旨がわかるようにしております。

以下、2番の思川開発事業の変更、これはさっき申しました公共事業見直しの反映でございます。

それから戸倉ダムというのがありますが、これはフルプラン上は平成12年工期になって ございますが、これを平成20年まで延期したい。

4番は「平川ダム建設事業の削除」とありますが、これも公共事業見直しで中止が決まった事業の削除でございます。

以下ずっとございますが、これはまた整理して御説明します。

資料3-3-3でございますが、これが利根川・荒川水系の変更のポイントの3点目、 緊急を要する事業の追加ということなのですが、印旛沼開発施設緊急改築事業というもの を追加したい。これは千葉県にございます印旛沼、右の方にポンチ絵がございますが、こ こに北部調整池、西部調整池、それをつなぐ捷水路、これを総称して印旛沼と呼んでおり ますが、この付近に大きな雨がありますというと、この付近の洪水を防止するためにポン プでもって利根川並びに東京湾に排水をします。利根川にはこの絵の上の方にありますが、 酒直機場、印旛機場、この機場と言いますのは簡単に申しますと排水のためのポンプ場で す。東京湾には左の方にありますが、大和田機場、この3ヶ所のポンプを運転しましてこ の周辺の洪水を排水する、あわせましてこの事業の中で農業用水、工業用水、水道用水、 こういった水の供給も行っているわけですが、この排水機場が施設の完成後、30年から40 年を経過しております。通常、こういったポンプ施設は耐用年数が20年と言われておりま すが、それを10年から20年経過しておりまして、非常に老朽化が進んでおります。洪水の たびにハラハラしながら運転をしているという状況でございまして、周辺の地元からも早 急にこのポンプ施設の改築を要望されております。こういった緊急を要するということで、 今回の一部変更の中でこの印旛沼開発施設緊急改築事業に関しましては追加していきたい というふうに考えております。

こういった印旛沼の改築も含めまして、全体としまして総括したものが資料3 - 2、ちょっと返って申しわけございませんが、資料3 - 2というものに「一部変更(案)事業の概要」とございます。これがさっき申しました今回の一部変更の変更点の一覧表でございます。利根川と荒川がございますが、利根川に関しましては思川開発事業、これは昨年の公共事業見直しで一部事業中止の部分がありまして、そこの変更。戸倉ダムに関しましては工期の延長、平川ダムに関しましては事業の中止。以下、八ツ場ダム、渡良瀬遊水地、霞ヶ浦導水、こういったところは工期の延長でございます。それから江戸川総合開発事業、これも同じく公共事業見直しの中で中止が決まった事業でございます。それから北総中央

用水、利根中央用水、これは工期の延期、川古ダム、これも公共事業見直しで中止が決まったものでございます。それから、さっき申しました印旛沼緊急改築事業に関しましては新規の計上。それから、荒川に関しましては小森川ダム、これは事業の中止。大野ダムに関しましては、昨年の県の再評価で休止とし、国として国庫補助中止、予算上はこういった扱いになっております。

こういった内容で一部変更を行いまして、最終的な文案が資料3-3-4、これが一部変更の本文の新旧対照表でございます。左側が現行、右側が一部変更ということになってございます。

変更点のポイントを申しますと、このページの4ページをごらんいただきますと、これが利根川・荒川水系の全体的な供給の目標水量、現行が利根川で毎秒約121立方メートル、荒川は毎秒約14立方メートル、合計毎秒約135立方メートル。これに対しまして中止事業が落ちますので、利根川で114、荒川で13に落ちます。合わせまして毎秒約127立方メートルに変更する。あわせまして、先ほど申しましたように今回、あくまで暫定変更ということでありますので、「平成13年度以降水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間」、この一文を入れるということ。それから、以下ずっと工期、例えばページで参りますというと、12ページをごらんいただきますと、8番の戸倉ダム、これの予定工期は、現行では昭和57年度から平成12年度までになっておりますが、これを昭和57年度から平成20年度という形で、現状の姿と整合を図りたいということでございます。

以後ずっと各事業ごとに工期延期のところがございまして、一番最後のところになりますが、35ページのところ、一部変更の最終案の右側のところですが、一番下のところに先ほどと同じ趣旨で少しくどいかもしれませんが、「なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等の見直しを至急行うものとする。」という一文を入れてございます。

一応、こういった形でもって関係する行政機関、中央省庁、それから関係する都県にお諮りをしました。その結果が資料3-4でございます。資料3-4の表紙をめくっていただきますと国土交通大臣から総務大臣、財務大臣、以下関係行政機関の長に対する協議の文書、それから右側が同じく国土交通大臣から茨城県、栃木県以下、関係する都県知事さんへの意見を求める文書でございます。これに対しまして回答がすべて返ってきておりまして、めくっていただきますと、総務大臣は「異議ありません」ということで、以下ずっと財務大臣等が続きます。

そして、ページが打っていなくて恐縮なのですが、途中から県からの意見が返ってきております。茨城県を筆頭に、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、それから神奈川、こういった形で意見が返ってきております。いずれも「異議ありません」という回答をいただいております。

それから、一番最後の神奈川県のところなのですが、神奈川県知事から特段意見はありませんということであります。「なお」のところに、現在、利根川・荒川のフルプランに関しましてはこの神奈川県知事にも意見を照会しているわけですが、今回、県の方から、「大きな社会情勢・経済動向の変化がない限り、当県においては県内の水源で水需要が賄えるので、今回の変更をもって当県を関係都県から外すことについて協議したい」という御意見が出ております。

この神奈川県につきましては、したがって、今後協議を行いまして、整えば、以後、神 奈川県知事に対しては照会を行わないということになると思います。

以上が利根川・荒川水系でございます。

淀川水系でございますが、お手元の資料3-5-1をごらんいただきますと、利根川・ 荒川水系に関しましては一部変更のポイントが3つと申しました。淀川に関しましては1 点だけ、工期の延長だけでございます。具体的にはこの2番と3番にありますが、丹生ダムと猪名川総合開発事業という2つの事業、これが継続されております。いずれもフルプラン上は工期が平成12年度となっておりますがも、これをそれぞれ22年度並びに17年度に変更したいということ、それから先ほどの利根川・荒川と同じように今回の一部変更でもって全面変更を行わないと、こういうものではないという趣旨で、冒頭と一番最後の末尾のところに先ほどの利根川・荒川と同様な趣旨の文章を入れてございます。

資料3-5-3、これが先ほどの利根川と同じようなフルプランの変更の新旧対照表の 淀川版でございます。さっき申しましたような2事業の工期延長とそれから暫定変更だと いうことを明記する文章がそれぞれ入ってございます。これに関しましても、先ほどの利 根川・荒川と同じように関係行政機関、関係府県に意見照会を行って協議しておりまして、 それが資料3-6でございます。それぞれ各行政機関の長並びに府県の方からは「異議な し」という御意見をいただいております。

それから、これはページが振っておりませんで申しわけございませんが、最後から3枚目になりますが、滋賀県知事からの意見があります。滋賀県知事からは、今回の一部変更については特段の意見はありませんという御回答をいただいております。「なお」以下、丹生ダムというのは先ほどの工期延長を行うダムですが、「事業実施方針を定めた際、水資源開発公団法第19条第2項の規定に基づき、主務大臣に申し述べた意見を十分尊重されたい。」ということですが、これは丹生ダムに関しましては平成6年に事業実施方針を決めておりますが、そのときに滋賀県知事から幾つか意見がございます。それを尊重してほしいという趣旨でございまして、中身的にはこの丹生ダムの操作規定に関しては知事の意見をよく聴いてほしいですとか、淀川水系全体の治水事業をさらに強力に推進してほしいですとか、こういったことで、特にフルプランの変更と直ちにかかわるような事項ではございません。

短時間ではしょりましたが、利根川・荒川水系の一部変更と淀川水系の一部変更の概要は以上でございます。

分科会長 ありがとうございました。

それでは、以上の説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思います。 どうぞ御自由に御発言願いたいと思います。

委員 幾つかのところに「13年度以降の用途別の需要の見通し」という文言と「当分の間」という言葉とあるのですけれども、これは13年度以降からいつぐらいまでの需要の見通し及び供給の目標を見直すということになるのですか。

事務局 新しくつくるフルプランの目標年次をどう設定するかということでしょうか。 委員 はい。

事務局 そこは先ほど申しましたように、調査企画部会の報告の頭の方にありましたように、必ずしも水系によって統一する必要はないのではないかというふうな御指摘もござ

います。通常ですと、10年とか15年とかというところが1つの目安かなとは思っておりますが、したがって、平成22年もしくは27年、この辺が1つの目安かなとは思っておりますが、それも各部会ごとに御意見をお聞きしたいと思っております。

委員 それから、需要の見通し等の方法論というか、需要の推計とか見通しとか、そう いう形のものについては何か審議できるようなものはあるのですか。

事務局 需要の推計の方法というのも唯一絶対の手法があるわけではないので、従来は一般的な原単位掛ける規模と言いますか、水量と言いますか、それを掛けて原単位方式をベースにやってきておりますが、今後ともそういった原単位方式でいいのかどうか、こういった議論もあります。その辺、これから具体的な需要推計に入っていきますので、今、いろいろな手法を検討しながら試行錯誤ではありませんが、検討を進めているところです。この需要推計の手法に関しましても、先ほど御指摘がありましたが、すべて公表という形を念頭に置いておりますので、またいろいろな意見をいただきながら適宜ブラッシュアップしていきたいと思っております。

分科会長 今言われた各水系の水資源開発基本計画、その鏡みたいなものですね、この 一番最初の部分はね。これ自身の中身も検討してもらうと、こういうことが必要なわけで すね。

事務局 そうですね。

分科会長 先ほど言った需要の目標年度を決めて、あるいはその量も検討する、需給関係を総括的に見て、それから施設等の現況の実力も見て、そういうものを踏まえて各部会で検討をお願いする。そういうことですね。

事務局 そうです。

分科会長だから、これが変わってくるわけですね。見直しですね。

事務局 はい。この辺が各水系によって変わってくるということです。

分科会長 そうですね。

委員 よろしいですか。

分科会長 はい。

委員 変更の内容ではないのですが、神奈川県のあれですが、神奈川県も利根川・荒川 水系に依存する可能性を前は持っていたのですか。

事務局 これは必ずしも定かではない部分もあるのですけれども、利根川・荒川水系の第1回のフルプランが37年にできておりますが、この時点では神奈川県は入っておりません。神奈川県が入ってきたのは、45年の7月に全部変更をやっておりますが、ここから神奈川県が入っております。聞いてみますと、45年当時は神奈川県の県内の水の需給が逼迫しまして、今後、場合によったら利根川・荒川水系に依存する可能性もあるというふうな議論があったと聞いております。その後、神奈川県では宮ヶ瀬ダムですとか、あるいは三保ダムですとか、県内水源の整備が進みましたので、こういった文書となっておるわけです。

委員 むしろ東京が少しもらってもいい。

事務局 東京は東京分水という格好で日量20万トンぐらい来ております。

事務局 川崎市との契約なのですね。神奈川県というよりも川崎市水道との契約で、相模川の水を川崎で取って、その水を川崎からもらっているという格好ですね。

委員 それから、文部科学大臣が協議の対象になっているのはどうしてですか。

事務局 これははっきりしないところがあるのですけれども、以前、海水の淡水化技術というのを科学技術庁がやっておりました。その関係だと思います。

委員 細かいことですが、ここの範囲を逸脱するかもしれませんけれども、丹生ダムで開発した水はどこで使うということになっているのでしょうか。琵琶湖流域全体ということなのでしょうか。それとも......。

事務局 現在の丹生ダムの計画で参りますというと、新規利水としまして合計毎秒3.23 立方メートル、これを開発することになっております。京都府が0.2立方メートル、大阪 府が2.474立方メートル、それから兵庫県が0.556立方メートル。ですから、京都、大阪、 兵庫になっています。

委員 そうですか。下流に琵琶湖という大きいものがあるものですから、わざわざ丹生 ダムでためて、また琵琶湖へ流し込んで、また下流へ送るのだと、本当に琵琶湖そのもの の水位調整でそれぐらい何とかならないかというふうにちょっと思えるものですから。

事務局 ただ、琵琶湖は琵琶湖で琵琶湖総合開発という格好で利水開発を行っておりますので、その上に関してですから。

委員 それに上乗せするわけですね。

事務局 そうです。

委員 琵琶湖の体積をちょっとふやすと、そういうような感じですかね、言ってみれば。 事務局 まあ、そうですね。

委員 わかりました。

分科会長 それでは、よろしゅうございますか。

今の利根川水系、荒川水系、それから淀川水系における一部変更でございますが。

それでは、このあたりで分科会としての意見の取りまとめをしたいと思います。

いろいろと御意見をいただきましたけれども、結論といたしまして、事務局から説明が ございました案のとおりで異論がないというような形で取りまとめさせていただいてはど うかと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長 それでは、ただいま事務局から、この分科会としての審議会会長の名前での 答申案を配付いたしておりますけれども、事務局の方からこの答申(案)を朗読していた だけますか。

〔答申(案)配付〕

事務局 はい。今お配りいたしました2枚紙でございます。

この基本的な変更の内容に関しまして御了解をいただきましたので、この文章にありますように、「平成13年7月27日付国水計第17号をもって意見を求められた標記については、 異議がない。」という形の答申文を国土審議会の会長から国土交通大臣宛に提出をいただければということでございます。

2枚目の淀川は、文章は全く同文でございます。

分科会長 ただいま事務局から朗読いたしましたように、本分科会の答申といたしまし

ては、このお配りいたしました案を答申といたしたいと存じますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

なお、本件に関しましては、この後、国土審議会運営規則の規定によりまして国土審議会会長の同意をいただいた上で、国土審議会としての正式な答申となりますので、念のため申し添えます。

さて、先ほどお話がございましたが、本年1月の省庁再編に伴う審議会等の整理・合理 化に伴いまして、従来、水資源開発審議会、これが所掌しておりました水資源開発水系及 び基本計画の重要事項に関する調査審議につきましても国土審議会に移管され、水資源開 発分科会において調査審議をするということになりました。

当面の重要な調査、審議事項といたしましては、先ほどからもお話が出ていますように、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曽川水系、それから淀川水系、吉野川水系、筑後川水系、この現行の水資源開発基本計画の見直し、これを行う必要があると聞いております。これは非常に地域性、あるいは専門性の高い分野でございますので、水資源開発審議会のときと同じように、当分科会に各水系ごとの水資源開発基本計画を調査審議する部会と、それから各水系に共通した事項等を調査審議する調査企画部会、これは従来もございましたが、これを設置することとしてはいかがでございましょうか。

こういうことをお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長 それでは、今、御同意をいただいたように、調査企画部会と、それから利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会といった各水系の部会、こういったものの設置をお決めいただきました。

それで、事務局から必要な手続について御説明願いたいと思います。 どうぞ。

事務局 ただいま、調査企画部会、それから各水系ごとの部会について設置をいただくことを御決定いただいたところですけれども、おのおのの部会につきましては、今、案としてお示ししましたような設置要綱を同時に定める必要があるということでございます。ただ、いずれもすでに内容等はっきりしておりますので、あとは事務局と部会長との間で調整ということで、内容、設置要綱の決定につきましては分科会長に御一任いただくということで御提案をさせていただきたいと思います。

分科会長 今、御説明がございましたように、設置要綱につきましては事務局の提案が ございましたように、私に一任していただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長 それでは、さらに部会に属すべき委員等につきましては、審議会令によりまして分科会長が指名することになっておりますので、各委員の皆様と御相談の上で追って指名をさせていただくということにしたいと存じます。

指名された委員の方々には非常に御多忙のところを大変恐縮ですが、御協力をいただく ということになりまして、これは今までの全部改定ということになりますからいろいろ大 変だと思いますけれども、よろしくお願いしたいと存じます。

また次に、部会には専門委員の先生方に複数御参加願う、ある部会ともう一つの部会ですね。そういうことにも参加していただきたいと思うのですが、専門委員の方の属する部

会については私に御一任いただきたいと、こう存じております。

そのほか何か本日の分科会につきまして、特に御発言いただくということはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか......。

それでは、以上をもちまして本日の予定はすべて終了いたしましたが、何か事務局の方から御発言はございますか。

事務局 私の方から一言御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変貴重な御意見をいただきまして、また熱心 に御議論いただきまして、ありがとうございました。

このフルプランですけれども、6本一緒だということは御承知のように平成12年というのは西暦2000年に当たっておりまして、これがちょうど区切りの年になっておりましたので、すべての水系の需給の目途とする年度が2000年ということで6本あった。今まで6本が同じ年に改定されるということはほとんどなかったわけでございますけれども、今回はそういう特殊事情で、平成12年ということですべてのフルプランが同じ需給の目途とする年度だったということで、6本を順次改定しなければならないという、こういう時期になりましたので、先生方には大変お忙しいかと思いますけれども、ぜひこの改定に向けまして、この分科会の御意見を伺いながら順次進めていきたいと考えておりますので、御指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、事務局方が引き継ぎまして、これで閉会とさせていただきたいと思います。 それから、本日の議事その他につきましては、議事の途中でお諮りしたように、準備が でき次第、内容等をしかるべき形で公表をさせていただくということでございますので、

よろしくお願いいたします。

分科会長 どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

7.閉 会